

## 上牧中学校PTA規約

### 第1条 名称および事務局

1. 本会は、「上牧中学校 PTA」と称する。
2. 事務局を上牧中学校に置く。

### 第2条 目的

本会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭および地域社会での生徒の健全な育成をはかり、会員の生涯教育を推進する。

### 第3条 方針

1. 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的でなくてはならない。
2. 本会は、自主独立を守り、他のいかなる団体もしくは行政機関の支配、統制、干渉も受けない。
3. 本会は、目的を同じくする他の団体、機関と協力する。

### 第4条 会員

1. 上牧中学校に在籍する生徒の保護者と上牧中学校に勤務する教職員で構成する。
2. 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
3. 会員は、別に定める会費を収める。

### 第5条 役員

1. 本会は、次の役員をおく。
  - 会長 1名
  - 副会長 2名
  - 書記 2名
  - 会計 2名（内、教職員会員から1名）
2. 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。また、欠員が生じた場合は、理事会において選出し、報告する。また、後任が決定するまではその任務にあたる。
3. 役員の任務は次のとおりとする。
  - (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- (3) 書記は、文書ならびに本会の運営に関する事務を処理する。
- (4) 会計は、本会の会計事務一切を担当し、総会において会計監査を受けた決算報告をする。

## 第6条 会計監査

1. 本会は、会計を監査するため会計監査2名をおく。
2. 会計監査の任期は、1年とし、欠員が生じた場合は理事会で補充を決定する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
3. 会計監査は、会計を監査し、総会において監査結果を報告する。
4. 会計監査は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

## 第7条 委員

1. 本会の委員は、学級委員と専門委員を兼務しない。
2. 委員は本会の諸行事活動に参画し、これに協力する。
3. 委員の任期は1年とする。
4. 学級委員は、各学年委員会に所属する。
5. 専門委員は、次の各委員会に所属する。
  - (1) 健全育成・研修委員会
  - (2) 広報委員会
  - (3) 進路対策・選考委員会

## 第8条 委員会の任務

1. 各委員会の任務は次のとおりとする。
  - (1) 学級委員は、各学級の懇談会を開催し、学級の諸問題に対処する。
  - (2) 学級委員は、各学年委員会を組織し、学年ごとの連絡・事業を行なう。
  - (3) 健全育成・研修委員会は生徒の健全育成と地域社会の環境保全につとめる。また、本会の事業遂行のために必要な調査研究を行い、会員の生涯教育に関して企画、立案し、執行する。
  - (4) 広報委員会は、本会の広報活動を担当する。
  - (5) 進路対策・選考委員会は進路資料室の運営、管理を行い、資料の充実をはかり、会員へ進路に関する情報の提供を行なう。また、次年度の役員の選考を行なう。
2. 各委員会は、本会の目的達成の為に調査、研究を行い、理事会・役員会にはかり、事業を推進する。

3. 各委員会は委員長、副委員長を互選により決定し、委員長、副委員長は、理事として理事会に参画する。

#### 第9条 役員、会計監査、委員の選出

1. 役員は選考委員により選出し、総会で承認を受ける。
2. 会計監査は、理事会において会員の中から推薦し、総会で承認を受ける。
3. 委員は各学級より若干名選出する。

#### 第10条 総会

1. 総会は、本会の最高議決機関であって、会員をもって構成する。
2. 総会は、委任状提出者を含む会員の1/2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。なお、可否同数のときは議長の決するところとする。
3. 総会の議長は総会にはかり、会員の中より決定する。
4. 定例総会は年1回とし、会長が必要と認めるとき、又は会員の1/3以上の要求がある場合は、臨時総会を会長が招集し開催する。
5. 総会では次の事項について承認を得る。
  - (1) 規約の改正
  - (2) 事業の報告および事業計画
  - (3) 決算報告および予算
  - (4) 役員、会計監査
  - (5) その他重要な事項

#### 第11条 理事会

1. 理事会は、総会につぐ議決機関であって、役員と各委員会の委員長、副委員長、学校長、教頭、各主任教諭をもって構成する。但し、各委員の委員長、副委員長は代理人をたてることのできるものとする。
2. 理事会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。なお、可否同数のときは議長の決するところとする。
3. 理事会の議長は役員がこれをつとめる。
4. 理事会は、基本月1回定例会を開催する。
5. 会長が必要と認めるときは、臨時理事会を開催することができる。
6. 理事会は次の事項について審議する。
  - (1) 事業計画
  - (2) 総会の議案、報告事項
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項
  - (4) 会則、総会の決議に基づく、本会の運営に関する事項

- 
7. 第6項 (3) については、その後開かれる最初の総会でその経過を報告しなければならない。

#### 第12条 役員会

1. 役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
2. 役員会は、本会の事業および予算などの重要事項について、企画、立案し、理事会に提出する。
3. 役員会は、各委員会より提出された議案を検討、審議する。
4. 役員会は、随時開催する。

#### 第13条 経理

1. 本会の経費は、会費およびその他の雑収入をもってあてる。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。
2. 本会の会費は、1世帯に対し、月額250円とする。ただし、教育扶助が適用される世帯等、事情があるときは会費を免除することができる。
3. 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
4. 本会の経理事務について必要なことは、役員会および理事会で決定する。

#### 第14条 諸規定

1. 本会の運営に必要な諸規定は、理事会で定める。
2. 理事会は、諸規定を制定または改廃したときは、その後開かれる最初の総会で報告しなければならない。

#### － 附 則 －

1. 上牧中学校PTA規約(旧)は廃止する。
2. 本規約は、平成14年4月19日から施行する。
3. 本規約は、平成15年4月18日から施行する。
4. 本規約は、平成16年5月24日から施行する。
5. 本規約は、平成16年11月8日から施行する。
6. 本規約は、平成28年4月21日から施行する。

## 【委員選出規定】

### 1. 選出人数

- ア. 委員 各クラス4名
- イ. 学級委員 1名
- 専門委員 3名
  - ・ 健全育成・研修委員 1名
  - ・ 広報委員 1名
  - ・ 進路対策・選考委員 1名

### 2. 選出基準

- 子どもひとりにつき1回
- 上の学年から優先

### 3. 除外対象者（委員選出時の調査票による除外対象者）

- ア. ひとりの子どもにつき1回委員をした方
- イ. 前年度各委員をした方
- ウ. 本年度本部役員内定者および本部役員経験者
- エ. 未就学児（小学校入学以前の子ども）のいる家庭

※ 除外対象者についても、立候補を受け付けます。

※ 除外対象者についても、希望する方は選出の対象とします。

### － 附 則 －

本規定は、平成12年4月18日から施行する。

本規定は、平成12年12月1日に一部改正・同日から施行する。

本規定は、平成14年3月4日に一部改正・同日から施行する。

本規定は、平成16年11月8日に一部改正・同日から施行する。

本規定は、平成25年6月6日に一部改正・同日から施行する。

本規定は、令和3年4月1日に一部改正・同日から施行する。

本規定の改正については、理事会においておこなう。

## 【慶弔規定】

1. 本規定は、会員相互の慶弔の意を表すことを目的とする。
2. 本規定の運用については、会長がこれをおこない、その福利は会員が等しくこれを受ける。
3. 本規定の財源は、PTA 会費をもってあてる。
4. 下記の事項が生じたときは、それぞれの金品を贈り、慶弔の意を表す。

① 会員の病気等（3週間以上の入院の場合）	5,000 円
② 生徒の病気等（3週間以上の入院の場合）	5,000 円
③ 会員が死亡したとき	5,000 円他
④ 生徒が死亡したとき	5,000 円他
⑤ その他	

  - ※ ③、④については、役員・理事・当該学級の会員へ連絡する。
  - ※ ⑤は、そのつと役員会において協議する。
5. この規定により金品を受けたものは、いっさい返礼をしないものとする。
6. 本規定の制定または改廃については、理事会においておこなう。

－ 附 則 －

本規定は平成 12 年 4 月 18 日から施行する。

本規定は平成 13 年 5 月 17 日から施行する。

## 【交通費・食事代補助規定】

1. 本規定は、本会の会員に出張依頼した場合の交通費および食事代補助について定めるものである。
2. 本会会員に次の交通費を支払う。
  - (1) 各種交通機関を利用した場合 ……………  
実費
  - (2) 車を利用した場合は、車一台につき次の交通費を支払う。
    - ① 出張先が上牧町内 ……………  
なし
    - ② 出張先が北葛城郡内の他町・香芝市・葛城市 ……………  
500 円
    - ③ 出張先が①、②以外の県内 ……………  
1,000 円
    - ④ 出張先が県外 …………… そのつど  
役員会において協議
  - ◎ 駐車場代・高速代金等は領収書を添付し、別途請求するものとする。
3. 本会会員に次の食事代の補助をおこなう。
  - 昼食を必要とする出張の場合 ……………  
500 円
  - 出張先で昼食が定められている場合 ……………  
実費
4. 本規定の制定または改廃については、理事会においておこなう。

－ 附 則 －

本規定は、平成 13 年 5 月 17 日から施行する。

※ 上牧町 PTA 協議会の交通費規定に準ずる。